

諫 早 防 衛 協 会 会 則

(名 称)

第 1 条 本会は諫早防衛協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は事務所を諫早市（諫早商工会議所内）におく。

(目 的)

第 3 条 本会は国土防衛意識の高揚につとめ、本県所在、陸、海、空、自衛隊の隊外諸業務に対する支援を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

①国土防衛に関する理解を深めるための事業

②自衛隊の隊外諸業務に必要な協力

③自衛隊の広報及び募集に対する協力

④自衛隊見学及び生活体験

⑤自衛隊父兄会等関連団体との協力

⑥その他前条の目的を達成するためにふさわしい事業

(会 員)

第5条 本会の会員（個人又は法人）は次の3種とし、入会申込によって会員となり、それぞれの会費を納めるものとする。

①普通会員 年額 1口（1,000円）以上

②特別会員 年額 1口（3,000円）以上

③賛助会員 年額 1口（5,000円）以上

2 会員は自ら又は他と協力して新規会員を勧誘し会員の増加を計つて本会の目的達成を容易ならしめるものとする。

(役員の選任)

第6条 本会に役員として理事及び監事若干名をおき、理事の中から会長1名、副会長及び常任理事若干名を定める。

2 理事及び監事は会員の中から総会において選出し、会長副会長及び常任理事は理事会の互選により定める。

3 団体の代表者である役員に欠員を生じたときは、その後任者をもつて補充する。但し、その任期は前任者の残存期間とする。

4 任期満了又は辞任によつて退任した役員は、後任者が就任するまで役員の職務を行う。

(役員の職務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は理事会で本会の事業の遂行を計る。

4 常任理事は会長の指示を受け本会の事務を処理する。

5 監事は会の業務の状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

(顧問等)

第9条 本会に顧問、相談役及び参与をおくことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は理事会の推せんによつて会長がこれを委嘱し会長の諮問、相談に応ずる。

(会議)

第10条 会議は会長が招集しその議長となる。

2 総会は事業計画と予算の決定及び報告を行うほか役員の改選会則の改正等主要事項を審議するため年1回招集することができる。

3 理事会は事業の計画及び必要な事項を審議するため随時招集する。

4 会議の議決は出席者の過半数によつて決め、賛否同数の時は議長が決定する。

(防衛協会との関係)

第11条 本会に青年部会をおく。

2 青年部会について必要な事項は、本会総会の決議を経て別に定める。

(防衛協会との関係)

第12条 本会は長崎県防衛協会に加入することができる。

(事務局)

第13条 本会に事務を処理するため事務局をおく。

(資金及び会計)

第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 本会の事業資金は主として会費及び寄附金をもつてこれにあてる。

3 本会の資産は会長がこれを管理する。

4 本会の収支決算は事業概要とともに年度終了後なるべく速やかに総会に報告し承認をうけるものとする。

(雑 則)

第 1 5 条 この会則に定めがなく処置が必要と思われる事項及び会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経てこれを処理することができる。

第 1 6 条 本会創立当時の事業年度は、昭和 3 9 年 7 月 1 7 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 1 7 条 この会則は、昭和 3 9 年 7 月 1 7 日から実施する。

附 則

第 1 条 第 2 条（事務所）並びに第 5 条（会費）の改正は昭和 5 0 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

第 1 条 第 1 条（名称）、第 3 条（目的）、第 4 条（事業）及び第 1 1 条（県防衛協会との関係）の改正は昭和 5 1 年 6 月 2 日より施行する。

附 則

第 1 条 第 6 条（役員の選任）第 2 項の改正並びに同条第 3 項第 4 項の追加は昭和 5 3 年 5 月 2 3 日より施行する。

附 則

第 1 条 第 5 条（普通会員会費の増額）の改正は昭和 5 7 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

第 1 条 第 5 条（会員）第 1 項（普通会員会費の増額）の改正は昭和 6 0 年 6 月 1 9 日より施行する。

第 2 条 第 1 1 条第 1 項並びに第 2 項（青年部会）の新設及び第 1 1 条（防衛協会との関係）以降の条項の繰下げは、昭和 6 0 年 6 月 1 9 日より施行する。

第 3 条 第 5 条（会費）第 1 項の改正（特別会員会費の増額）は平成 6 年 6 月 2 0 日より施行する。

附 則

第 1 条 第 1 条（名称）の改正は平成 1 7 年 6 月 6 日より施行する。